

第31回尼崎市動物愛護管理推進協議会次第

と き 令和2年12月23日(水)

ところ 兵庫県動物愛護センター 愛護館

1 令和3年度動物愛護基金活用予算(案)について

2 野良猫不妊手術助成金交付要綱の改正について

(添付資料)

資料1 第31回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿

資料2 令和3年度予算(案)

資料3 野良猫不妊手術助成金交付要綱(案)

令和3年度動物愛護基金活用予算(案)

(千円)

	令和3年度予算(案)	金額
助成	野良猫不妊手術助成金	5,500
	住民自治組織等を対象とした野良猫捕獲搬送助成金	200
	多頭飼育猫不妊手術助成金	500
	小計	6,200
委託	多頭飼育猫不妊手術等委託料	500
	小計	500
啓発・適正飼養	動物飼養マナー啓発看板	100
	動物愛護基金PRポケットティッシュ	30
	動物愛護啓発用パンフレット	110
	動物飼養啓発マナーグッズ	40
	猫侵入防止機	20
	学校飼育動物飼料	100
	收容動物用消耗品(飼料、猫砂、シーツ等)	748
收容動物用医薬品購入費(ウイルス検査キット、駆虫薬、ワクチン、抗生剤、インターフェロン、輸液、注射器)	489	
小計	1,637	
ボランティア・譲渡促進・支援	收容犬のトリミング	30
	譲渡会会場費助成	200
	動物愛護推進員等相談室使用料助成金	200
	ボランティア保護動物への支援費用 〔ワクチン、治療費、不妊手術〕 〔その他ボランティア支援〕	1,000
	小計	1,430
	合計	9,767
工事	動物收容施設改修工事	26,146

尼崎市野良猫不妊手術助成金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この要綱において用いる用語は、次の各号に規定するものについては、それぞれ当該各号の意義に従うものとする。</p> <p>一 「獣医師」とは、獣医療法(平成4年法律第46号)第3条の規定による届出を行っている同法第2条第2項に規定する診療施設のうち、民間の診療施設に所属する獣医師をいう。</p> <p>二 「野良猫」とは、特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。</p> <p>三 「不妊手術」とは、第一号に規定する獣医師による猫の繁殖を防止するために<u>行う生殖を不能にする手術</u>をいう。</p> <p>四 「承認申請書」とは、様式第1号に規定する野良猫対策活動承認申請書をいう。</p> <p>五 「合意書」とは、様式第1号に規定する野良猫対策活動合意書をいう。</p> <p>六 「団体登録申請書」とは、様式第1-1号に規定する野良猫対策活動団体登録申請書をいう。</p> <p>七 「承認書」とは、様式第2号に規定する野良猫対策活動承認書をいう。</p> <p>八 「団体登録決定通知書」とは、様式第2-1号に規定する野良猫対策活動団体登録決定通知書をいう。</p> <p>九 「交付申請書兼報告書」とは、様式第3号に規定する野良猫不妊手術助成金交付申請書兼報告書をいう。</p> <p>十 「交付審査結果通知書」とは、様式第4号に規定する野良猫不妊手術助成金交付審査結果通知書をいう。</p> <p>十一 「請求書」とは、様式第5号に規定する野良猫不妊手術助成金請求書をいう。</p> <p>十二 「市長」とは、尼崎市長をいう。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>第3条 この要綱に定める助成金交付は、野良猫に<u>不妊手術</u>を行う場合において、そ</p>	<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この要綱において用いる用語は、次の各号に規定するものについては、それぞれ当該各号の意義に従うものとする。</p> <p>一 「獣医師」とは、獣医療法(平成4年法律第46号)第3条の規定による届出を行っている同法第2条第2項に規定する診療施設のうち、民間の診療施設に所属する獣医師をいう。 (新設)</p> <p>二 「手術」とは、第一号に規定する獣医師による猫の<u>不妊手術</u>をいう。</p> <p>三 「申請書」とは、様式第1号に規定する野良猫対策活動承認申請書をいう。</p> <p>四 「合意書」とは、様式第1号に規定する野良猫対策活動合意書をいう。 (新設)</p> <p>五 「承認書」とは、様式第2号に規定する野良猫対策活動承認書をいう。 (新設)</p> <p>六 「交付申請書兼報告書」とは、様式第3号に規定する野良猫不妊手術助成金交付申請書兼報告書をいう。</p> <p>七 「交付審査結果通知書」とは、様式第4号に規定する野良猫不妊手術助成金交付審査結果通知書をいう。</p> <p>八 「請求書」とは、様式第5号に規定する野良猫不妊手術助成金請求書をいう。</p> <p>九 「市長」とは、尼崎市長をいう。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>第3条 この要綱に定める助成金交付は、野良猫に<u>手術</u>を行う場合において、その費</p>

改正後	改正前
<p>の費用の一部を<u>助成</u>することにより、野良猫の繁殖を抑制し、良好な生活環境を保全する活動の広がりを促すことを目的とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(受給資格の要件)</u></p> <p>第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、野良猫対策活動講習会実施要領第5条に規定する野良猫対策活動講習会受講済証の交付を受けた者(以下「受講者」という。)でなければならない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(団体の登録)</u></p> <p>第5条 受講者のうち、地域を代表する者(福祉協会会長等)が周辺に生息する野良猫(概ね10頭以上)の繁殖を抑制し、周辺の良好な生活環境を保全する活動を推進しようとする場合、3名以上の役員の同意を添えて、市に団体登録申請を行うことができる。</p> <p>2 前項の申請は、団体登録申請書を市長に提出することにより行う。</p> <p>3 市は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の適否について団体登録決定通知書により団体に通知するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(助成金の対象及び額)</u></p> <p>第6条 助成金の対象となる費用は、当該野良猫の不妊手術費用及びその関連費</p>	<p>用の一部を<u>補助</u>することにより、野良猫の繁殖を抑制し、良好な生活環境を保全する活動の広がりを促すことを目的とする。</p> <p><u>(交付の対象動物)</u></p> <p>第4条 助成金の交付の対象となる野良猫は、手術に耐えうる猫であって、第8条第2項に規定する承認を受けた活動の地域に生息するものに限る。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(助成金の額及び上限)</u></p> <p>第5条 助成金の額は、手術対象猫1匹につき雌11,000円、雄6,000円を上限とし、実際に手術に要した費用に相当する額とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(交付の対象者)</u></p> <p>第6条 助成金の交付を受けようとする者は、野良猫対策活動講習会実施要領第5条に規定する野良猫対策活動講習会受講済証の交付を受けた者でなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>用（不妊手術にかかる抗生剤等投薬・麻酔・処置・入院費及びこれらにかかる消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）とし、不妊手術と関連しない処置やワクチン、駆虫剤等投薬費は対象としない。</u></p> <p>2 <u>市長は、野良猫1匹につき雌11,000円、雄6,000円を上限とし、実際に不妊手術に要した対象費用の合計額を、当該年度の予算の範囲内で助成する。</u></p> <p>3 <u>市長は、前条第3項に定める団体登録決定通知を受けた団体（以下「登録団体」という。）による申請を受けたときは、前々項の費用に加え、団体活動にかかる猫の捕獲・送迎に要した費用も助成の対象とする。</u></p> <p>4 <u>前項に定める費用は5,000円を上限とし、実際に要した費用に相当する額の合計額を、当該年度の予算の範囲内で助成する。</u></p>	
<p>（活動合意書）</p> <p>第7条 <u>申請者（登録団体を除く。以下同じ。）は、野良猫の生息する地域を代表する者（福祉協会長等）を訪れ、合意書による活動の合意を得なければならない。</u></p> <p>また、地域を代表する者に対して尼崎市野良猫不妊手術助成金交付制度についての説明を行う際には、関係職員同行を求める事ができる。</p> <p>2 この合意書は地域を代表する者の意思により取り消すことができるものとする。</p>	<p>（活動合意書）</p> <p>第7条 <u>活動を行い助成金の交付を受けようとする者は、野良猫の生息する地域を代表する者（福祉協会長等）を訪れ、合意書による活動の合意を得なければならない。</u></p> <p>また、地域を代表する者に対して尼崎市野良猫不妊手術助成金交付制度についての説明を行う際には、関係職員同行を求める事ができる。</p> <p>2 この合意書は地域を代表する者の意思により取り消すことができるものとする。</p>
<p>（活動の承認申請）</p> <p>第8条 <u>申請者は、前項の規定により得られた合意書と共に、当該地域における活動の承認申請書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の承認申請書の提出があったときは、関係職員に審査を行わせ、当該活動を承認する場合は承認書により申請者に通知するものとする。</u></p> <p>3 <u>市長は、活動の承認を受けた者がこの要綱に違反する事項を行ったと認める</u></p>	<p>（活動の承認申請）</p> <p>第8条 <u>当該地域における活動の承認申請は、申請書によるものとし、合意書と共に市長に提出することにより行われるものとする。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の申請書の提出があったときは、関係職員に審査を行わせ、当該活動を承認する場合は承認書を交付するものとする。</u></p> <p>3 <u>市長は、活動の承認を受けた者がこの要綱に違反する事項を行ったと認めると</u></p>

改正後	改正前
<p>ときは承認書を取り消すことができるものとする。</p> <p>(手術の実施等)</p> <p>第9条 <u>登録団体及び前条第2項に規定する審査の結果承認書の交付通知を受けた者</u> (以下「被承認者」という。)は、当該地域の野良猫の手術を獣医師に依頼するに際し、交付申請書兼報告書に必要事項を記入し、獣医師に提出するものとする。</p> <p>2 前項の手術を実施した獣医師は、手術を実施した猫に対しては耳カットを行い、交付申請書兼報告書の獣医師チェック欄への記入、署名及び捺印するものとする。</p> <p>(助成金の交付申請)</p> <p>第10条 <u>登録団体及び被承認者は、前条第2項の手術実施後60日以内に、市長に対して、交付申請書兼報告書及び獣医師の発行する手術代金の領収書を添えて助成金の交付申請をしなければならない。</u></p> <p>(助成金の交付決定)</p> <p>第11条 市長は、前条の規定により助成金の交付申請を受けたときは、関係職員に当該申請の審査を行わせ、<u>申請書受理後60日以内に、交付審査結果通知書の通知により登録団体及び被承認者に通知するものとする。</u></p> <p>2 市長は、前項の交付審査結果通知書に必要な条件を付すことができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(助成金の請求)</p> <p>第12条 <u>前条の通知により助成金の交付決定を受けた者</u> (以下「交付決定通知</p>	<p>きは承認書を取り消すことができるものとする。</p> <p>(手術の実施等)</p> <p>第9条 前条第2項に規定する審査の結果、承認書の交付を得た者 (以下「被承認者」という。)は、当該地域の野良猫の手術を獣医師に依頼するに際し、交付申請書兼報告書に必要事項を記入し、獣医師に提出するものとする。</p> <p>2 前項の手術を実施した獣医師は、手術を実施した猫に対しては耳カットを行い、交付申請書兼報告書の獣医師チェック欄への記入、署名及び捺印するものとする。</p> <p>(助成金の交付申請)</p> <p>第10条 被承認者は、前条第2項の手術実施後60日以内に、市長に対して交付申請書兼報告書及び獣医師の発行する手術代金の領収書を添えて助成金の交付申請をしなければならない。</p> <p>(助成金の交付決定)</p> <p>第11条 市長は、前条の規定により助成金の交付申請を受けたときは、関係職員に当該申請の審査を行わせ、<u>被承認者に対し審査の結果を申請後60日以内に交付審査結果通知書の交付をもって通知するものとする。</u></p> <p>2 市長は、前項の交付審査結果通知書に必要な条件を付すことができる。</p> <p>(助成金の交付決定の取り消し及び返納)</p> <p>第12条 市長は、助成金の交付申請者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返納させることができる。</p> <p>(1) この要綱に違反したとき。</p> <p>(2) <u>尼崎市暴力団排除条例に規定する第2条第2号から第4号に該当するとき。</u></p> <p>(3) <u>暴力団等の利益になるとき。</u></p> <p>(助成金の請求)</p> <p>第13条 <u>被承認者は、交付審査結果通知書により、助成金の交付決定がなされた</u></p>

改正後	改正前
<p>者」という。)は、速やかに請求書により助成金の交付請求をしなければならない。</p> <p>(助成金の交付)</p> <p>第13条 市長は、交付決定通知者より助成金の請求を受けたときは、適法な請求を受けた日から30日以内に助成金を交付するものとする。</p> <p>(助成金の交付決定の取消及び返納)</p> <p>第14条 市長は、交付決定通知者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返納させることができる。</p> <p>(1) この要綱に違反したとき。</p> <p>(2) 尼崎市暴力団排除条例に規定する第2条第2号から第4号に該当するとき。</p> <p>(3) 暴力団等の利益になるとき。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>きは、速やかに請求書により助成金の交付請求をしなければならない。</p> <p>(助成金の交付)</p> <p>第14条 市長は、前条の規定に基づき助成金の請求を受けたときは、適法な請求を受けた日から30日以内に助成金を交付するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>
<p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和 年 月 日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p>